

# ツーリングフックバー／カーゴフック／プレートフックのお取り扱いについて

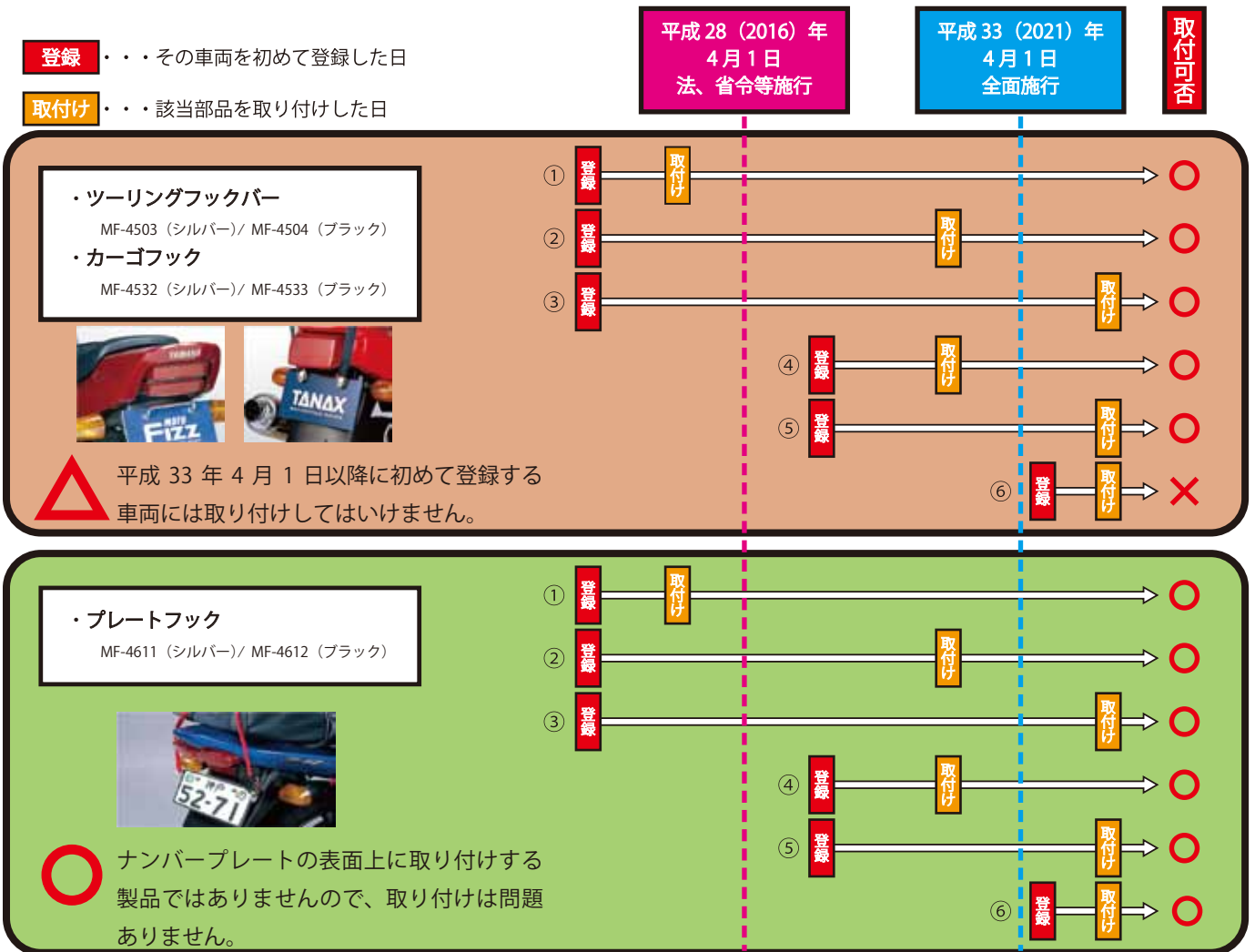
平成 28 (2016) 年 4 月 1 日よりナンバープレートの省令等が変わります。(125cc を超える車両のみ)

弊社製品でナンバープレートに関する製品はツーリングフックバー、カーゴフック、プレートフックです。ここに弊社製品に関する改正の内容と取り付けやご使用方法の注意点をまとめましたので、充分にご確認の上でご使用頂きますようお願い致します。

## 改正内容について

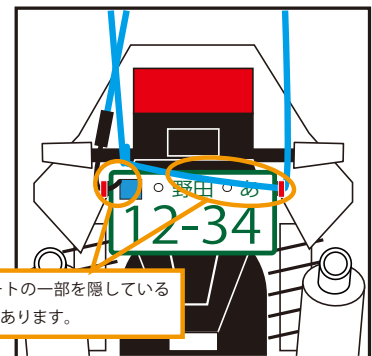
### 1. 取り付けの可否について

今回の改正で、ナンバープレート上に取り付けしても良い物が明確化されました。



### 2. 使用方法について

ナンバープレートをカバー等で被覆する事が明確に禁止されました。弊社製品にカバー状の製品はありませんが、ナンバープレートを判別しにくい場合は被覆とみなされる恐れがあります。



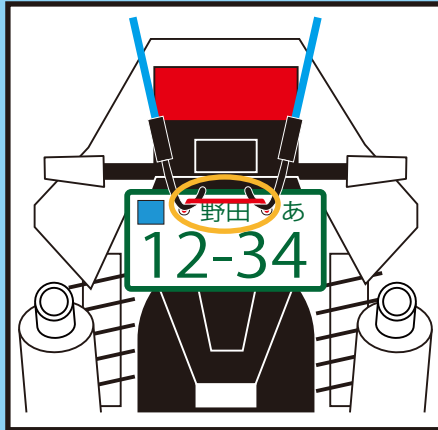
・コード等がナンバープレートの一部を隠している場合でも違反になる恐れがあります。

## 弊社製品のお取り扱いについて

前述の内容より、弊社製品の使用方法等によっては法令、省令等に抵触する恐れがありますので、弊社と致しましては下記のように製品の取り扱いを変更致します。

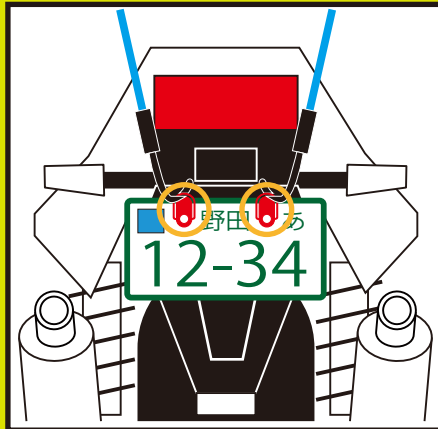
### 1. ツーリングフックバーについて

- ご使用方法等によっては法令、省令等に抵触する恐れがありますので、ネット、コード類やツーリングフックバー自体がナンバープレートの判別を妨げないようにご使用ください。
- 平成 33 年 4 月 1 日以降に登録した車両のナンバープレートには取り付けできません。



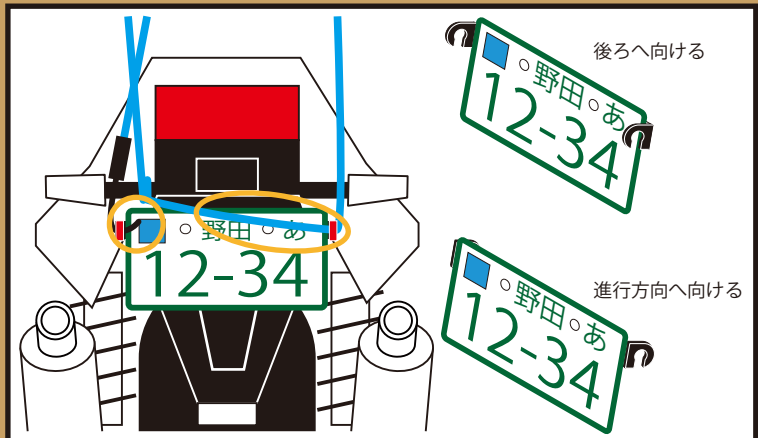
### 2. カーゴフックについて

- ご使用方法等によっては法令、省令等に抵触する恐れがありますので、ネット、コード類やカーゴフック自体がナンバープレートの判別を妨げないようにご使用ください。
- ナンバープレート以外の部分にもご使用頂けます(例：フェンダーステー取り付けボルト等)。寸法や強度等をご確認の上ご使用ください。
- 平成 33 年 4 月 1 日以降に登録した車両のナンバープレートには取り付けできません。



### 3. プレートフックについて

- ご使用方法等によっては法令、省令等に抵触する恐れがありますので、ネット、コード類やプレートフック自体がナンバープレートの判別を妨げないようにご使用ください。
- フック部を進行方向に向けて取り付けるとネット、コード類がナンバープレートを隠しにくくなります。車両形状等をご確認の上ご使用ください。



## ⚠ 注意

- 今回の改正は国土交通省による道路運送車両法と関連省令等の改正ですので、二輪車の場合は総排気量が 125cc を超える車両が対象です。125cc 以下の車両は各市区町村の管轄となり、それぞれ個別に条例等を制定しています。詳しくは各市区町村へお尋ねください。
- この資料は弊社製品について記した物です。他社製品や改造、部品着脱の可否等を保証するものではありません。また、今回の改正内容の一部を記載した物ですので、その他条件等により法令等に満たない事もあります。従いまして、いかなる不具合（車検に通らない、取締りを受けた等）が生じた場合でも、弊社としては責任を負うものではありません。